

愛知県障害者差別解消推進条例見直しに係るヒアリングの結果について（概要版）

1 実施期間

2021年10月1日から（継続実施中）

2 実施方法

団体指定場所での対面、リモート、県会議室での対面

3 参加団体（順不同）

- (1) 愛知県ホテル・旅館生活衛生同業組合
- (2) 愛知県喫茶飲食生活衛生同業組合
- (3) 愛知県商工会連合会
- (4) 生活衛生同業組合愛知県興行協会
- (5) 愛知県公衆浴場生活衛生同業組合
- (6) 中部鉄道協会
- (7) 愛知県クリーニング生活衛生同業組合
- (8) 愛知県すし商生活衛生同業組合
- (9) 愛知県タクシー協会
- (10) 愛知県バス協会
- (11) (一社) 愛知県旅行業協会
- (12) 愛知県知的障害者福祉協会

4 主な意見（抜粋）

【合理的配慮の提供について】

(1) 合理的配慮の提供を求められたことはあるか。また、その内容や相手側の対応等はあるか。

- ・関係者へ問い合わせをしたが、特に問題なく対応している。
- ・車椅子の障害者団体がある施設を利用することになったが、建物の構造が昔ながらの建物だったため、椅子が全て固定式だった。対応として車椅子を部屋の外に置いてもらい椅子への移動は介助者などをお願いをした。
- ・施設には、車椅子用スペースが設置されており、スロープもある。車椅子の方は、自らスロープを使って指定された場所まで移動することが可能となっている。
- ・障害のある方への割引制度を実施している。
- ・身障者用の駐車スペースや多目的トイレなどを配置している。
- ・試験会場では、受験前に必要な配慮について、申し出てもらっている。また、受験当日は、障害のある方へ指定の監督員を配置し対応している。
- ・施設によっては、改修などの際にユニバーサルデザインを取り入れた建物もある。
- ・申し込み用紙の名前などの項目以外に何の配慮が必要かを記入する欄を設け、事前に

対応方法等の確認をおこなっている。

(2) 事業者による合理的配慮の提供につき、法的義務となった場合に想定される、各組織の役割や事業活動の実施への影響はあるか。

- ・建物が大変古く、構造的にも階段が入口入ってすぐのところにあるなど障害のある方を受け入れる構造になっていない。
- ・設備に関しては、お金がかかるので対応できない、また、人員もないため合理的配慮を求められたとしてもどこまで対応できるかわからない。
- ・建物が古くほとんどバリアフリーの施設になっていない。トイレも和式のところが多く、トイレのない施設もある。
- ・今後、合理的配慮が義務化されることで要求や要望が増えることを事業者は懸念している。
- ・合理的配慮の増加で職員の対応が増えて、本来やらないといけないことができなくなってしまうのではないか。例えば、車椅子の方への対応には、時間を要するため、対応が増加すると他のサービス提供に影響が出る。また、サービスの低下についても懸念される。
- ・障害者からの要求があまりにも加重なものであった場合には、妥協点を見つけていく。しっかり対応していきたい。
- ・以前から配慮については対応しているので、今特に問題はなく、何かに対応する必要はない。
- ・合理的配慮をどこまで求められるのかがわからず、対応が難しい。
- ・障害者から不便などの強い要望はない。もしそのようなことがあったとしたら、出来るだけ相手側の要求に応えられるようにしたい。
- ・障害のある方からの要求に対して、×をいうことは絶対はない。○がダメなら△くらいは考える。×にならないように対応もする。がんばって結果的に×になることはあるが努力はする。そのためには、お互いに考えることも必要だと思う。

【障害者の定義について】

(1) 障害者差別の定義（関連差別、間接差別等）について、知っていることや事例等はあるか。

- ・定義をしっかりとしてほしい。明確に表記してほしい。
- ・定義についてはっきりしたものがない。

【愛知県障害者差別解消推進条例について】

(1) 愛知県障害者差別解消推進条例の施行後（平成28年4月1日）の取組はあるか。

- ・条例ができる前だが、会員に対して、障害者（主に身体障害）に対する研修を実施したことがある。講義だけではなく、車椅子への搭乗や視覚障害者などの体験も行った。
- ・法律ができた平成28年には、本部で差別解消法に関する冊子を印刷し、全国に配布

した。

・社員に対しては、研修などを通じてきちんと教育することは可能だが、アルバイトなどは、難しいところだ。

(2) 障害者差別に係る相談窓口等の有無及び相談実績はあるか。

- ・車椅子などの障害者関係の相談などは、条例ができる前からある。
- ・相談などは、消費者相談センターを通じて入ってくる。また、HP などを見たといって入ってくる場合もある。お金のトラブルで連絡が入ってくることもあるが、障害に関する相談はない。

(3) その他愛知県障害者差別解消推進条例に盛り込むべき事項はあるか。

- ・県の障害者差別の相談対応に、アドバイザーを置くなどの対応が必要だ。また、一時的な相談窓口となるのは、地域のことをよく知っている市町村が担うべきであり、それを支援するのが県だと思う。市町村との連携が必要になる。
- ・合理的配慮をしなかった場合は、違法になるのではないかと危惧している。行政には、しっかりしたガイドラインを示してほしい。
- ・合理的配慮について、明確な指針を示してほしい。
- ・合理的配慮などで具体的にこうしたらいいというようなものがほしい。合理的配慮が何なのか浮かばない。
- ・合理的配慮がわかりづらい。いろいろなことに対応しなければいけないので、フアジーな部分があり、そこが法の抜け道になっている。

